

## 令和元年葉山町議会第4回定例会提出議案

- 議案 28 令和元年度葉山町一般会計補正予算（第5号）
- 29 令和元年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 30 令和元年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 31 令和元年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 32 令和元年度葉山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 33 葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 34 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 35 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 36 葉山町税条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 37 葉山町介護保険条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 38 指定管理者の指定について  
葉山町立の障害者支援施設の指定管理者に、「社会福祉法人 湘南の凧」を指定するもの
- 報告 9 専決処分の報告について  
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町の国道において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの

別紙  
「補正予算案の概略」  
のとおり

## 令和元年度 12 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	10,691,638	△ 5,609	10,686,029	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,565,450	2,271	3,567,721
	後 期 高 齢 者 医 療	1,040,756	△ 3,178	1,037,578
	介 護 保 険	3,107,825	143	3,107,968
	小 計	7,714,031	△ 764	7,713,267
下水道事業会計	2,492,415	△ 2,436	2,489,979	
合 計	20,898,084	△ 8,809	20,889,275	

### 1 一般会計

#### (1) 歳入

- 国庫支出金
  - ・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,391 千円
  - ・ 子ども・子育て支援交付金 △4,000 千円
- 県支出金
  - ・ 子ども・子育て支援交付金 △4,000 千円

#### (2) 歳出

- 職員給与費等（3特別会計分を含む） △21,520 千円  
給料、職員手当等の変動に伴う更正減
- 町政功労者表彰の対象者が当初見込みを上回ることに伴  
う更正増 100 千円
- 神奈川県町村情報システム共同事業負担金の更正増 2,391 千円  
・ 社会保障・税番号制度システム更改に伴う改修経費
- 平成 30 年度子ども・子育て支援交付金等の額の確定に伴  
う超過交付額の返還金 6,433 千円
- 民間学童クラブへの整備費補助金の更正減 △12,000 千円
- 洪水ハザードマップの作成 1,207 千円
- 災害備蓄用毛布のクリーニング経費 1,633 千円
- 小学校教科用図書の新採択替えに伴う教師用指導図書購入 7,654 千円
- 予備費（歳入歳出額の調整） 8,493 千円

## 2 国民健康保険特別会計

### (1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 2,271 千円

### (2) 歳出

- 職員給与費の更正増 2,271 千円

## 3 後期高齢者医療特別会計

### (1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） △3,178 千円

### (2) 歳出

- 職員給与費の更正減 △3,178 千円

## 4 介護保険特別会計

### (1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 143 千円

### (2) 歳出

- 職員給与費の更正増 143 千円
- 国民健康保険団体連合会に支払う給付審査支払手数料の更正増 333 千円
- 予備費(歳入歳出額の調整) △333 千円

## 5 下水道事業会計

- 職員給与費の更正減 △2,436 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,829,276	54.5		5,829,276	54.6
地 方 譲 与 税	61,389	0.6		61,389	0.6
利 子 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
配 当 割 交 付 金	35,000	0.3		35,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	30,000	0.3		30,000	0.3
地方消費税交付金	480,000	4.5		480,000	4.5
ゴルフ場利用税交付金	15,000	0.1		15,000	0.1
自動車取得税交付金	15,000	0.1		15,000	0.1
環境性能割交付金	15,000	0.1		15,000	0.1
地方特例交付金	63,006	0.6		63,006	0.6
地 方 交 付 税	583,361	5.5		583,361	5.5
交通安全対策特別交付金	4,000	0.0		4,000	0.0
分担金及び負担金	66,932	0.6		66,932	0.6
使用料及び手数料	172,930	1.6		172,930	1.6
国 庫 支 出 金	1,104,766	10.3	△ 1,609	1,103,157	10.3
県 支 出 金	646,118	6.0	△ 4,000	642,118	6.0
財 産 収 入	5,997	0.1		5,997	0.1
寄 附 金	16,000	0.1		16,000	0.1
繰 入 金	520,003	4.9		520,003	4.9
繰 越 金	439,589	4.1		439,589	4.1
諸 収 入	180,271	1.7		180,271	1.7
町 債	400,000	3.7		400,000	3.7
合 計	10,691,638	100.0	△ 5,609	10,686,029	100.0

○ 歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	177,989	1.7	△ 1,741	176,248	1.6
総 務 費	1,867,376	17.5	△ 22,795	1,844,581	17.3
民 生 費	3,783,373	35.4	△ 14,863	3,768,510	35.3
衛 生 費	1,274,726	11.9	△ 5,965	1,268,761	11.9
農 林 水 産 業 費	39,354	0.4	42	39,396	0.4
商 工 費	101,924	1.0	63	101,987	1.0
土 木 費	1,334,641	12.5	13,519	1,348,160	12.6
消 防 費	572,365	5.4	5,020	577,385	5.4
教 育 費	969,428	9.1	12,618	982,046	9.2
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	528,973	4.9		528,973	5.0
諸 支 出 金	248	0.0		248	0.0
予 備 費	40,441	0.4	8,493	48,934	0.5
合 計	10,691,638	100.0	△ 5,609	10,686,029	100.0

# 条例の概要

## 題 名

葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

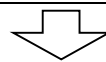
令和元年 8 月 7 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の給与について改正を行  
うとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計  
年度任用職員制度の創設に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

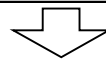
( 1 ) 一般職の職員の勤勉手当及び特定任期付職員の期末手当について、令和元年12  
月期及び令和 2 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のとおり改正するこ  
ととした。

《第 1 条及び第 2 条により改正する給与条例第 17 条の 4 部分、第 3 条及び第 4 条により改正する  
任期付条例第 8 条部分》

		一般職職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当
現 行	6 月期	1.3 月	0.925 月	1.675 月
	12 月期	1.3 月	0.925 月	1.675 月
	計	2.6 月	1.85 月	3.35 月
	年間計	4.45 月		3.35 月



令 和 元 年 12 月 適 1 用 日		一般職職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当
	6 月期	1.3 月	0.925 月	1.675 月
	12 月期	1.3 月	0.975 月	1.725 月
	計	2.6 月	1.9 月	3.4 月
	年間計	4.5 月		3.4 月



令 和 2 年 4 月 施 1 行 日		一般職職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当
	6 月期	1.3 月	0.95 月	1.7 月
	12 月期	1.3 月	0.95 月	1.7 月
	計	2.6 月	1.9 月	3.4 月
	年間計	4.5 月		3.4 月

( 2 ) 行政職給料表 ( 一 ) 及び行政職給料表 ( 二 ) について、国家公務員の行政職俸給表の改正に準じて給料月額の改正を行うこととした。

《第 1 条により改正する給与条例別表部分》

( 平均改定率 + 0.14% 平均改定額 + 420円 / 月 )

( 3 ) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料月額の改正を行うこととした。

《第 3 条により改正する任期付条例第 7 条部分》

( 4 ) 会計年度任用職員制度の創設に伴い、臨時職員等の給与に係る規定を整理することとした。

《第 2 条により改正する給与条例第 3 条・第 19 条～第 19 条の 5 部分》

( 5 ) 「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を引用する条例について、題名改正を反映した改正を行うこととした。

《附則第 4 項～第 10 項部分》

### 3 施行期日等

( 1 ) この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

( 2 ) 給料表に係る改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用し、令和元年 12 月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和元年 12 月 1 日から適用することとした。

( 3 ) 平成 31 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。

( 4 ) 改正前の条例の規定に基づいて支給された平成 31 年 4 月以降の給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

一般職の職員の給与改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

## 2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		令和元年 12 月 1 日 適用		令和 2 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.225 月	⇒	2.225 月	⇒	2.25 月
12 月期	2.225 月		2.275 月		2.25 月
年間計	4.45 月		4.5 月		4.5 月

## 3 施行期日等

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、令和元年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は令和元年 12 月 1 日から適用することとした。

# 条例の概要

## 題 名

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

## 1 趣 旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行され、特別職の任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員の制度が明確化されたことに伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。

## 2 内 容

### （ 1 ） 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

改正法に則した条の整理を行うこととした。

### （ 2 ） 葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

人事行政の運営等の状況の報告対象となる職員に、常勤の会計年度任用職員を含めることとした。

### （ 3 ） 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員を分限休職とする場合の規定を追加することとした。

### （ 4 ） 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員を減給とする場合の規定を追加することとした。

### （ 5 ） 葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

条例の対象となる職員を整理することとした。

### （ 6 ） 葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び職務復帰後の号給調整に係る規定を、会計年度任用職員に適用しないこととした。

### （ 7 ） 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことに伴い、当該職の整理を行うこととした。

### （ 8 ） 葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員が補償の対象となる場合の規定を追加することとした。

## 3 施行期日等

この条例は、改正法の施行日である令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。



# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

### 1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

### 2 内 容

- ( 1 ) 三輪以上の軽自動車の取得者に課する環境性能割及び軽自動車等の所有者に課する種別割の減免について、適用の対象を明文化することとした。
- ( 2 ) 三輪以上の軽自動車の環境性能を不正に申告し、環境性能割及び種別割の税額に不足分が生じた場合における当該不足分の徴収について規定することとした。
- ( 3 ) 環境負荷の軽い三輪以上の軽自動車に対する種別割の軽減措置を、令和 2 年度及び令和 3 年度も行うこととした。

### 3 施行期日等

- ( 1 ) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、上記 ( 3 ) は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ( 2 ) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

（１）令で規定されている保険料の減額賦課の基準が改正されたことに伴い、第 1 号被保険者について、令和 2 年度の保険料率を次のとおりとすることとした。

令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 21,600 円

令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 33,120 円

令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 40,032 円

（２）その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

（１）この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

（２）この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。